

令和7年度 箱根町職員採用試験案内

(令和8年1月1日付・令和8年4月1日付採用職員募集)

○ 職種及び募集人員

区 分	職 種	採用年月日	募集人員
A	一般行政職（事務）	令和8年4月1日	若干名
B	一般行政職（土木）【有資格者】	令和8年4月1日	若干名 ※B・C合わせて
C	一般行政職（土木）		
D	保健師	令和8年4月1日	若干名
E	保育士・幼稚園教諭	令和8年1月1日	若干名 ※E・F合わせて
F		令和8年4月1日	

※【有資格者】は、一部の試験科目が免除されます。

※「保育士・幼稚園教諭」で受験資格を満たす方は、両方の区分に申し込むこともできます。

○ 日程等

申込受付	令和7年7月22日（火曜日）～ 8月22日（金曜日）
第1次試験日	令和7年9月7日（日曜日） ※試験会場及び時間については、後日送付する受験票にて通知します。

○ 申込方法等

申込方法	以下の いずれかの方法 により必要書類等を提出してください。 (1) メールによる提出（※受付最終日の17時まで） 提出先アドレス shikaku@town.hakone.kanagawa.jp に必要書類等を添付して送付してください。 (2) 郵送による提出（※受付最終日までに必着） 〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地 箱根町総務部総務防災課職員係あてに、「採用試験申込書在中」と記載のうえ、郵送してください。 (3) 持参による提出 箱根町役場本庁舎 3 階総務防災課職員係に持参してください。 ※受付時間は、平日の8時30分から17時までです。 平日の12時から13時まで、土日祝日は受け付けておりません。
必要書類等	(1) 令和7年度 箱根町職員採用試験申込書 必要事項を記入、写真欄に所定の写真を貼付 (2) 成績証明書などの履修科目が確認できる書類 一般行政職（土木）で、有資格者区分ではない受験を希望する人のみ (3) 指定の資格を有していることが分かるもの（免状等）の写し 有資格者区分での受験を希望する人のみ

問合せ先

箱根町 総務部 総務防災課 職員係

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地

電話 0460-85-9561

詳しくは、箱根町ホームページからご確認ください。

箱根町 採用

検索



1 受験資格（各職種とも次の事項にすべて該当する人）

職 種	受験資格
一般行政職(事務)	(1) 平成 8 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた人 (2) 採用後に、町内に居住したいと思う人
一般行政職(土木) 【有資格者】 【区分 B】	(1) 昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた人 (2) 次のいずれかの資格を有する人 「1 級土木施工管理技士」、「2 級土木施工管理技士」 (3) 採用後に、町内に居住したいと思う人
一般行政職(土木) 【区分 C】	(1) 昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた人 (2) 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校のいずれかの学校で、土木関係の専門課程を履修し、卒業した人または令和 8 年 3 月までに卒業見込みの人 (3) 採用後に、町内に居住したいと思う人
保健師	(1) 昭和 48 年 4 月 2 日以降に生まれた人 (2) 保健師の資格を有する人または令和 8 年 3 月までに取得見込みの人
保育士・幼稚園教諭 【区分 E】	(1) 昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた人 (2) 保育士（地域限定保育士を含む）・幼稚園教諭の両方の資格を有する人
保育士・幼稚園教諭 【区分 F】	(1) 昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた人 (2) 保育士（地域限定保育士を含む）・幼稚園教諭の両方の資格を有する人または令和 8 年 3 月までに取得見込みの人

2 注意事項

- (1) 日本国籍がなくても、永住の資格がある人は受験できます。
- (2) 欠格事項として地方公務員法第 16 条に規定する、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 箱根町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

3 試験内容

試験	試験科目	事務	土木 【有資格】	土木	保健師	保育士・ 幼稚園教諭	内 容
第 1 次	教養試験	○	—	○	—	—	公務員として必要な一般的知識及び知能について試験を行います。
	専門試験	—	—	○	—	—	必要な専門知識について試験を行います。
	適性検査	○	○	○	○	—	職務及び職場への適応性を検査します。
	性格検査	○	○	○	○	○	性格傾向について検査します。
	作文試験	○	○	○	○	○	職務に必要な作文能力について試験を行います。
第 2 次	面接試験	○	○	○	○	○	面接試験を行います。

※保健師の「教養試験」、保育士・幼稚園教諭の「教養試験」「適性検査」は実施しません。

4 合否通知について

- (1) 第1次試験の合否については、9月下旬までに受験者全員に文書で通知します。
- (2) 第1次試験合格者には、第2次試験についてあわせて通知します。
- (3) 試験の結果は、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号に基づき、本人に限り提供します。
- (4) 試験の結果に関し、電話等による問い合わせには一切お答えしません。

5 給与・勤務条件

(1) 給与

採用時の給与の月額、次のとおりです。

(令和7年4月1日現在)

職 種	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
一般行政職	228,800 円	209,040 円	195,520 円
保健師	246,792 円	—	—
保育士・幼稚園教諭	—	225,472 円	—

※ 上記金額は、地域手当を含む金額です。

※ 卒業後、学歴または職歴がある人は、経歴加算をした給与が支給されます。

※ このほか、通勤手当、住居手当（要件を満たす人のうち、箱根町内に居住する人は、**10,000 円を加算**）、扶養手当、宿日直手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が、条件に応じて支給されます。

(2) 勤務条件（勤務時間や休日等は、配属先によって異なります。）

・勤務時間 8時30分から17時15分まで（うち、休憩1時間）

・休 日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

※ 消防、社会教育関係等の職員で土・日曜日が勤務となる職場にも同等の休日があります。

・休 暇 年次休暇年間20日、特別休暇（夏休み、結婚、産前産後、子の看護等）、病気休暇等があります。

(3) 勤務地

職種、配属先により異なります。箱根町ホームページの「職員採用情報」に行政組織機構図が掲載されていますので、参考にしてください。

6 福利厚生制度・研修等

(1) 共済組合 神奈川県市町村職員共済組合又は公立学校共済組合

(2) 退職手当 神奈川県市町村職員退職手当組合加入

(3) 健康管理 定期健康診断・ストレスチェックの実施、人間ドックの費用助成等

(4) 各種保険制度 生命保険、火災・自動車保険等、団体扱いとして加入可能

(5) **奨学金返済支援制度** 奨学金を利用して資格等（保健師、保育士、幼稚園教諭）を取得した方に対し、奨学金返済額の一部補助

(6) **資格取得支援制度** 職務に有用な資格等を取得するために要した経費の一部補助

(7) 職員親睦 職員のレクリエーション、文化祭等の実施、各種サークル（陸上、テニス、バレーボール、フットサル、野球、軽音楽など）活動

(8) 職員研修 階層別研修、専門研修、通信研修、はこねぶらぶら研修等

※ (5)及び(6)は令和7年度から創設されました。

7 箱根町が求める人物像

- 箱根町に愛着を持ち、箱根町の発展のために一緒に取り組んでくれる人
- 課題や目標に向かって自ら考えて行動ができる人

町行政運営に関係のある人などからの要求、依頼、意見、促し、示唆などには一切応じません。これらのことがあった場合、「箱根町職員等不祥事防止対策条例」及び「箱根町職員が職務に関し働きかけを受けたときの取扱いに関する要綱」に沿って対応します。